

春日井市都市景観基本計画

上位計画

第5次総合計画

都市計画マスタープラン

<春日井市のめざす景観像>

- 緑あふれる快適で個性的なまちへ
- 豊かな自然と歴史・伝統文化を生かしていくまちへ
- 都市の顔・地区の顔となる魅力のあるまちへ
- 「都市の将来的な風景」が明確となるまちへ
- 都市活力の感じられる生き生きとしたまちへ



<3つの視点>

都市レベル
の景観形成

地域レベル
の景観形成

生活レベル
の景観形成

■ 構成要素別基本計画

構成要素の抽出
及び特性の把握

構成要素別基本計画

骨格軸構成計画

■ ゾーン別基本計画

ゾーニング
及び特性の把握

ゾーン別基本計画

地区景観計画



～都市景観形成の実現化に向けて～

行政の役割

指針を明示する

- ・ 都市景観基本計画の周知
- ・ 都市景観形成デザインマニュアルの作成

景観形成を誘導する

- ・ 都市景観形成地区の指定 (条例第12条)
- ・ 都市景観形成建築物等の指定 (条例第18条)
- ・ 大規模建築物等の届出 (条例第20条)

景観形成事業を推進する

- ・ 公共的空間における整備・改善の実施
- ・ 都市景観デザインマニュアルの活用
- ・ 公共事業に関わる国・県・市の関係部課との調整

市民・事業者の啓発を図る

- ・ 都市景観市民団体の認定 (条例第23条)
- ・ 表彰制度の実施 (条例第25条)
- ・ 広報・PR活動の推進
- ・ 都市景観アドバイザー制度などの実施

推進組織・体制を充実する

- ・ 都市景観審議会 (条例第27条)
- ・ 都市景観推進連絡協議会
- ・ 関係行政機関との連絡会議
- ・ 国・県に対する要請

市民・事業者の役割

市民運動を展開する

- ・ まちなみ緑の創造、清掃活動などの実践
- ・ 区画整理事業、団地開発などの事業者による景観的配慮の積極的な推進・誘導

啓発事業へ参加・協力する

- ・ 景観形成に対する関心
- ・ 行政に対する景観形成につながる提案
- ・ 都市景観シンポジウム等の啓発事業への積極的な参加

建築行為、緑化の推進、緑の保全などに際して景観的な配慮を行う

- ・ 個々の建築物の景観形成への配慮
- ・ 事業者による周辺景観への調和の配慮
- ・ 建築物周辺の緑化の推進